



平成20年4月スタート



制度のポイント

- ◆75歳以上の人が対象となります(一定以上の障害のある人は65歳以上)。
- ◆3月中に、新しい保険証が1人に1枚交付されます。老人医療受給者証をお持ちの人は、制度開始のときの手続きは不要です。
- ◆窓口業務、保険料の徴収は市が行います。制度の運営は、県内すべての市町が加入する長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ◆医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。

75歳以上の高齢者を対象として、現在の老人保健制度に代わる新しい「後期高齢者医療制度」が4月から始まります。

後期高齢者医療制度



計算方法

保険料の

- 保険料は介護保険と同様、個人ごとに算定されます。
- これまで加入していた国民健康保険や社会保険などは脱退し、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。代わりに後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。
- 保険料額は原則として、県内均一の被保険者均等割額と所得割額の合算額になります。

<年額>

被保険者均等割額
1人につき42,400円

+

所得割額(所得に応じた額)
(総所得額等ー基礎控除額33万円)×7.8%
※

=

保険料額

※総所得額等とは、「年金収入ー公的年金控除」、「給与収入ー給与所得控除」、「事業収入ー必要経費」などで各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も含まれます。

- 保険料額(賦課額)の賦課限度額は50万円に設定されます。

減額について

保険料の

- 所得の少ない人については、所得に応じてそれぞれ次に掲げる割合の被保険者均等割額を減額します。
被保険者と世帯主の前年の所得の合計額が

33万円以下の場合

7割減額

33万円+(24万5千円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く))以下の場合

5割減額

33万円+(35万円×被保険者数)以下の場合

2割減額

- これまで、社会保険などに加入しているご家族の被扶養者となっていたため保険料を負担していなかった人については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額を5割減額し、また、所得割額は賦課しません。
なお、平成20年度については、4月から9月までの6か月間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの6か月間は被保険者均等割額を9割減額されます。

※9月までしか資格のない人は、保険料は賦課されません。

※10月以降に資格を取得される人や年度途中で資格を喪失される人については、資格を有する期間を考慮して保険料が賦課されます。

- これらの減額制度に該当する人の手続きは不要です。

計算例

保険料の

○75歳のひとり暮らしで年金収入79万円(基礎年金受給者)の場合

被保険者均等割額 12,700円	+	所得割額 0円	=	保険料額 【年額】12,700円 【月額】1,058円
---------------------	---	------------	---	--------------------------------

※所得の少ない者に対する減額の「7割減額」適用

○夫78歳は年金収入208万円(厚生年金受給者の平均)で妻75歳は年金収入79万円(基礎年金受給者)の場合

夫	被保険者均等割額 33,900円	+	所得割額 42,900円	=	保険料額 【年額】76,800円 【月額】6,400円
妻	被保険者均等割額 33,900円	+	所得割額 0円	=	保険料額 【年額】33,900円 【月額】2,825円

※所得の少ない者に対する減額の「2割減額」適用

○75歳のひとり暮らしで年金収入208万円(厚生年金受給者の平均)の場合

被保険者均等割額 42,400円	+	所得割額 42,900円	=	保険料額 【年額】85,300円 【月額】7,108円
---------------------	---	-----------------	---	--------------------------------

○自営業の子ども(世帯主)と同居する人(子:営業所得390万円、本人:公的年金収入79万円)の場合

被保険者均等割額 42,400円	+	所得割額 0円	=	保険料額 【年額】42,400円 【月額】3,533円
---------------------	---	------------	---	--------------------------------

※被保険者の公的年金額が少なくても、子ども(世帯主)に減額基準を超える所得があるため、減額適用はありません。

納め方

保険料の

年金受給者は、原則として年金から保険料を天引き(特別徴収)させていただきます。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以上を超える人、年金額が年間18万円以下の人、天引きは行いません。市が送付する納付書、または口座振替で納めてください。



後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直されます。保険料は、かかった医療給付費の1割を皆で負担するもので、それ以外の4割は若年世代からの支援金、5割を国・県・市町の公費負担によって賄います。医療保険制度の大切な財源となりますので、制度のご理解と納付のご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ

国保けんこう課 ☎534111(内線111)

長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930